

○仙北市就業者等移住支援金交付要綱

平成31年3月29日告示第39－1号

改正

令和2年1月21日告示第4－1号

令和3年1月13日告示第2－1号

令和3年6月1日告示第98号

令和4年3月24日告示第60号

令和5年3月31日告示第56号

令和5年8月1日告示第118－1号

令和6年3月29日告示第65号

仙北市就業者等移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から仙北市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の本拠を仙北市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 国から秋田県（以下「県」という。）に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住者希望者に対して公表された後に、移住したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

(ウ) 仙北市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者及び同一世帯に属する者が、過去において、この要綱によるもののほか同様の補助金の交付を受けていないこと。

- (エ) 申請者及び同一世帯に属する者に、市税等の滞納がないこと。
- (オ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 移住する直前に、連続して1年以上、移住元での業務をしていたこと。

（4） 本事業における関係人口に関する要件 仙北市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、仙北市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、移住及び就業した者は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住する直前において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（ア） 仙北市ふるさとサポーター又はその家族である者

（イ） 仙北市移住者の会の会員又はその家族である者

（ウ） 市出身者で構成する首都圏ふるさと会の会員又はその家族である者

イ 勤務地が仙北市内に所在すること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（5） 起業に関する要件 県が別に実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

（6） 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 単身の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯の場合 100万円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を、前項第2号の額に加算する。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認ができる書類の写し
 - (2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
 - (3) 移住元の住民票の除票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
 - (4) 戸籍の附票その他の移住する以前10年間の在住地を証明する書類
 - (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった場合は、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
 - (7) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）及び東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - (8) 就業（関係人口の場合を含む。）に係る移住支援金の申請である場合は、移住先での就業先の就業証明書（様式第2号）
 - (9) テレワークに係る移住支援金の申請である場合は、所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
 - (10) 起業に係る移住支援金の申請である場合は、起業支援金の交付決定通知書の写し
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、予算の範囲内において移住支援金の交付を決定し、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、移住支援金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の請求書に基づき、交付決定者に移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により、移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「再交付」と表示した移住支援金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、必要な事項について報告を求めるとともに、立入調査を行うことができる。

（就業状況等の異動届出）

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、住所等変更届出書（様式第7号）により市長に届出をしなければならない。

（返還請求）

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に仙北市以外の市区町村に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に仙北市以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月21日告示第4-1号)

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

附 則 (令和3年1月13日告示第2-1号)

1 この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

2 改正後の仙北市就業者等移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用する。ただし、改正後の第3条第1項第4号の規定は、2021年度地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業）実施計画の認定日以降に移住した者について適用する。

附 則 (令和3年6月1日告示第98号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第60号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の仙北市就業者等移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用する。

附 則 (令和5年3月31日告示第56号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の仙北市就業者等移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用する。

附 則 (令和5年8月1日告示第118-1号)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

2 改正後の仙北市就業者等移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第65号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の仙北市就業者等移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用する。